

USEN SPOTサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (契約約款の適用)

株式会社USEN (以下「当社」といいます) は、本「USEN SPOT サービス契約約款」(以下「契約約款」といいます) を定め、これによってUSEN SPOTサービス (以下「本サービス」といいます) を提供します。

第2条 (契約約款の変更)

当社は、本契約約款を任意に変更することがあります。その場合、契約者は、変更後の契約約款の規定に従うものとします。
2. 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

第3条 (用語の定義)

本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
ブロードバンドサービス	広帯域回線を使用して他人の通信を媒介すること
USEN SPOTサービス	当社が提供するインターネット接続プロバイダ、および無線LANサービス
契約者	当社とUSEN SPOTサービス契約を締結している者
契約店舗	USEN SPOTサービス契約を締結した対象店舗
遠隔監視	当社がUSEN SPOTサービス契約に基づき設置した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
月額基本料金	当社と契約者の間で定めたUSEN SPOTサービスの月額利用料

第2章 USEN SPOTサービスの内容等

第4条 (USEN SPOTサービスの内容)

本サービスは、契約者の所有、管理、運営する店舗等 (以下「契約店舗」といいます) に当社のブロードバンドサービスを導入して来店者にご利用いただくための広帯域回線の敷設、インターネットサービスプロバイダ業務、電気通信設備の遠隔監視、ユーザーサポート等の業務を、全て当社が一括して行うというものです。
2. 本サービスは最高伝送速度100メガバイトにより、インターネットに接続するサービスです。なお、本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉、交換機収容局からの距離などにより速度が低下することがあります。
3. 本サービスは、インターネットに接続することを保証するサービスではありません。
4. 契約店舗の来店者は、当社が定める利用約款に定める範囲でサービスを提供します。

第5条 (USEN SPOTサービスの種類)

本サービスの提供方法は、無線LAN方式によるものとします。本サービスは、店舗に提供する以外にも、レンタルオフィス、オフィス、ホール、ホテル等の施設に提供することがあります。その場合の料金体系については、設置場所の規模等によって個別に定めるものとします。

第3章 USEN SPOTサービス契約

第6条 (契約の申込)

本サービス契約の申込みをするときは、本契約約款を承認していただいた上で、必要事項を記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第7条 (契約内容の確認)

契約者は、前条の契約申込書に記載された内容をすべて確認・承諾の上、当社との契約手続きを行うものとします。

第8条 (契約申込の成立)

契約申込は、前条の契約手続きをすべて完了し、当社がこれを承諾したときに成立します。

第9条 (契約内容の誠実義務等)

契約者および当社は、契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行う義務があります。

2. 本契約約款及び申込書等の契約書に定めがない事項で必要なものについては、契約者および当社は、誠意をもって協議するものとします。

第10条 (設備等の設置条件)

契約者は、本サービスを利用するために必要な電気通信設備を当社との協議の上、設置するためのスペースを提供するものとします。

第11条 (設置後のサポート)

当社は、設備等の設置が終了した後、以下のサポートを行います。

- ① ルーター等の電気通信設備の遠隔監視保守
- ② 契約店舗の利用者からの電話・WEB等によるお問い合わせへの対応
- ③ W I F I アクセスポイントは当社の所有物として保守・メンテナンスを行うものとします。

第12条 (契約内容の変更)

契約内容の変更が生じた場合は、契約者と当社の協議の上、書面により変更できるものとします。

第13条 (契約者の変更)

契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続きを行うものとします。

第14条 (USEN SPOTサービス提供期間)

当社の定める本サービス提供期間は、契約が成立した月の翌月1日を契約日とし2年間とします。ただし、サービス提供期間が満了する1か月前までに、契約者、当社いずれからも書面による意思表示がない場合は、その契約はサービス提供期間満了の日から更に2年間更新されるものとし、以降も同様といたします。

第15条 (USEN SPOTサービスの中止・中断)

当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができます。

- ① 当社のネットワーク設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合。
- ② 天災事変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合。
- ③ 契約者の支払滞納期間が3か月以上に及んだ場合。
- ④ その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

第16条 (契約の解除)

契約者および当社は、相手方が契約内容に定められた義務の履行を怠った場合は、その履行を勧告し、相手方が3か月以上その義務を履行しないときは、契約を解除することができます。
2. 契約者および当社は、契約有効期間中にもかかわらず特別の事情を生じた場合、書面による1か月前の予告期間をもって相手方の承諾を前提に契約を解除することができます。
3. 前項の規定により、契約者がサービスを解約する場合には、第14条第1項による契約期間を経過前の解約においては、機器、回線等の撤去工事が必要である場合には、これに必要な諸費用および、契約期間満了までの月額利用料の合計額を短期解約金として一括して支払うものとし、

第17条 (禁止事項)

当社が提供する機器は、当サービスの運営を行うためのみ使用することとします。よって当サービスの運用以外の目的のために使用、改変、設定の変更等を行う事は出来ないものとします。
2. 本サービスにおいて、契約者による次の各号の行為を禁止します。

- (1) 他の契約者のアカウント、パスワードを不正に使用する行為。
- (2) 著しいアクセスの集中を発生させるウェブサイトの運営および大量に電子メールを送信する等、当社のサーバーに過大な負荷を与える行為等により、当社、サーバーを共有する他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与える行為、または本サービスに支障をきたすおそれのある行為。
- (3) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- (4) 当社または第三者の財産、プライバシーまたは肖像権等を侵害する行為。
- (5) 当社または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損する行為。
- (6) わいせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲載および収録媒体等の物品販売等を行う行為。
- (7) インターネット上で、錯誤をあたえるおそれのある内容を表示する行為
- (8) 特定商取引に関する法律・銃刀法・麻薬・ワシントン条約その他関連条約等の法令の定め違反するものを販売する行為。
- (9) 法令で許認可を義務付けられている商品について、必要とされる許認可なしに販売する行為。
- (10) インターネット上で、商品販売する画面において、「特定商取引に関する法律に基づく表示」に関する表示を一切行わない、または虚偽の内容を表示する行為。
- (11) インターネット上で、商品販売する画面において、契約者以外の第三者を販売または運用責任者として表示する行為。
- (12) インターネット上で、商品販売する画面において、著しく事実と相違し、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような内容を表示する行為。
- (13) インターネット上で、商品販売する画面において、商品価格が円建てであることが不明瞭である内容を表示する行為。
- (14) インターネット上で、商品販売する画面における販売条件や商品説明内容と異なる商品販売または提供する行為。
- (15) 二重売上・架空売上・売上代金の水増し・売上代金の分割記載・その他不実記載や不当価格、他人名義での売上等、虚偽の売上行為。
- (16) 現金の立替、過去の売掛金の清算等、本サービスを通じての商品販売に関係のない債権の回収に使用する行為。
- (17) 無限連鎖講 (ネズミ講) を開設し、またはこれを勧誘および運営する行為。
- (18) 有害なコンピュータプログラムの送信等、当社による本サービスの提供または他の契約者による本サービスの利用に支障を生じさせる行為。
- (19) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為、および公職選挙法に抵触する行為。
- (20) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・宣伝勧誘等の電子メールを送信する行為、または受信者が嫌悪感を抱く電子メール (嫌がらせメール) を送信する行為。
- (21) 送信元が架空のアドレスによる電子メールを送信する行為、または番号順やアルファベット順等ランダムに生成した電子メールアドレスに対して電子メールを送信する行為。
- (22) 当社の利益に反する行為。
- (23) 当社が不適切と判断する行為。
- (24) その他法令に反する行為。

第4章 保守

第18条 (保守の対象機器)

保守の対象となる機器は (以下「対象機器」といいます)、当社がサービス提供のために設置した機器とします。

第19条 (保守サービスの範囲)

保守サービスとは、当社が所有または使用权をもつ対象機器に故障が発

生した場合、当社が契約者の要請に基づき、①遠隔保守②交換保守を無償で行うことを言います。ただし、修理・調整の結果、部品交換を要する場合は、第22条の規定に従うものとします。

2. 訪問保守の場合、有償とします。
3. 保守対応時間は第24条記載の時間帯に限るものとし、保守対応時間が保守サービス時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス時間帯に対応するものとします。
4. 当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとし、この再委託により発生する債務はすべて当社が負うものとします。
5. 次のいずれかの事由によって生じる対象機器の修理および調整等の諸作業については、これを本条第1項の範囲に含めないものとします。
 - ①対象機器の保証書等に記載された使用方法に反した契約者の利用取扱いに起因する障害。
 - ②当社の技術員および当社指定の第三者以外の者による修理または調整に起因する場合。
 - ③契約者もしくは契約者の関係者が故意に対象機器を破損させた場合。
 - ④契約者が当社の承諾なしに対象機器に他の装置や器具を取付けまたは接続したことによる場合。
 - ⑤天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合。
6. 保守サービスには対象機器の陳腐化による当社の判断による機器の交換・更新を含むものとします。

第20条 (保守サービスの料金)

保守サービスの料金は、月額基本料金に含むものとします。
2. 当社がサービス提供のために敷設した回線、構内配線は無料保守サービスの対象に含みません。(有償工事となります。)

第22条 (設置場所変更)

契約者が対象機器の設置場所を変更しようとする場合は、事前に新しい設置場所を当社に書面で通知するものとします。
2. 設置場所変更における工事は契約者が行うこととし、変更に必要な諸費用は契約者の負担とします。
3. 設置場所の変更に伴い、契約内容の変更を当社が必要と判断した場合、当社が別途契約者と協議のうえ、契約内容を覚書で変更または解除することができます。

第22条 (保守に係る部品交換)

対象機器の保守に必要とする交換部品・付属部品等の取扱いについては、無償といたします。

第23条

当社が対象機器に保険をかけ、当社が保険金受取人になることを契約者は防げないものとします。

第24条 (保守サービス対応・受付時間帯)

保守サービスの対応・受付時間帯は、以下の時間帯で対応・受付をいたします。
月曜～金曜 (祝祭日・年末年始を除く) 10:00～20:00
2. 遠隔による共用設備の監視についても上記と同様とします。

第25条 (保守サービスの提供期間)

保守サービス提供期間は、第14条の本サービス提供期間の規定に準ずるものとします。

第26条 (保守サービスの解約)

保守サービスの解約は、第16条の本契約の解除をもって履行されるものとします。

第5章 支払

第27条 (請求ならびに支払方法)

契約者は、当社が規定する初期費用、利用料およびその他費用を当社に支払うものとします。
2. 当社は、契約者が支払わなければならない初期費用、利用料、およびその他費用を申込み時に契約者に通知するものとします。
3. 当社は、支払われた初期費用、利用料、およびその他費用を本約款に特段の規定がある場合を除き、返還いたしません。
4. 契約者は、第2条の定めに従い本約款が改定され、利用料の改定が行われた場合、既に支払った利用料 (以下「前払い利用料」といいます。) と改定された利用料との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料の値下げの改定の場合、前払い利用料の余剰は、次回以降の利用料の支払いの一部に充当し、債権債務が対当額をもってそれぞれの発生期日にて相殺されることを契約者、当社は予め合意するものとします。

第28条 (延滞利息)

契約者が支払うべき初期費用、利用料、およびその他の本サービス契約に基づく金銭債務に関し、当社が定める支払期日を1ヶ月超えても契約者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、契約者に対し請求できるものとし、契約者はその請求に従いそれを支払うものとします。

第6章 権利義務譲渡・地位の継承

第29条 (権利義務譲渡)

契約者は、本サービス送契約上の権利、義務、およびその他本サービス契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。

第30条 (契約者の地位の継承)

契約者の本サービス契約上の地位は、会社法に基づく事業承継または法定相続等による場合かつ当社が別途その承継を承諾した場合に限り第三者が承継することができるものとします。
2. 本サービス契約上の地位の承継を受けることを希望する者は、速やかに当社が指定する方法により、事業承継の事実、およびその他当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません。なお、当社が本サービス契約上の地位の承継を承諾しない場合、その地位の承継を希望した

者が本サービスの提供を受けるためには、新規の契約申込をする必要があります。

第7章 個人情報の保護

第31条 (個人情報の取り扱い)

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの加入者の個人情報について以下の目的で利用します。

- ① 契約者への本サービスの提供
- ② 契約者の管理
- ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- ④ 対象機器等の梱包、発送業務
- ⑤ 料金の請求に関する業務
- ⑥ 契約者からの問合せへの対応業務
- ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
- ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘 (Eメール等)
- ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 加入者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	料金の決済を行うため
提供する個人情報の項目	氏名、ユーザー名、料金
提供の手段または方法	電子データ
当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性	カード決済代行事業者

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第32条 (本人確認と代理人による請求)

当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。

第8章 損害賠償

第33条 (損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が停止した場合には、そのサービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信・通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします) にあることを当社が認知した時刻を起算として、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約書に定めた基本月額料金を発生した金額とみなし、その額に限り賠償します。
2. 天災地変その他不可抗力等、当社の責めに帰さない事由により、本サービスの提供が停止した場合には、当社は速やかに契約者に通知の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。また、その停止により契約者に発生した損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が停止した場合には、当社は、契約者の申し出により契約者と協議の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とします。

第34条 (協議)

本サービス契約の履行に関し契約者と当社間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。
2. 前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9章 雑則

第35条 (準拠法)

本契約約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第10章 附則

本契約約款は平成25年6月1日より効力を発するものとします。